



熊本県公報

第 1 2 3 6 6 号

平成 26 年 11 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。(社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関の廃止() 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関の休止() 2
- 指定居宅サービス事業者の指定(高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定() 3
- 道路の区域変更(道路保全課) 3
- 道路の区域変更() 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定施設機関の指定(社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定施設機関の事業の廃止() 4
- 指定居宅サービス事業者の指定(高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定() 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 5
- 道路の区域変更(道路保全課) 12
- 道路の区域変更() 13

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(建築課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了() 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出(商工振興金融課) 14
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課) 14
- 公共測量の実施(監理課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了() 15
- 農用地利用配分計画の認可の申請(農地・農業振興課) 15
- 土地改良事業(維持管理)計画変更の認可(農村計画課) 15

告 示

熊本県告示第1069号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
三宝調剤薬局 葦北郡芦北町大字田浦1195-1	株式会社 クマモトメディカル 八代市旭中央通6-6	平成26年9月25日

10		
あべ薬局 天草郡苓北町上津深江279番地の4	有限会社 あべ薬局 天草郡苓北町上津深江279番地の4	平成26年9月25日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム 縁がわ小国 阿蘇郡小国町大字宮原1493-1	特定非営利法人 コレクティブ 熊本市東区戸島西1丁目23番地59号	平成26年9月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
三宝調剤薬局 葦北郡芦北町大字田浦1195-10	株式会社 クマモトメディカル 八代市旭中央通6-6	平成26年9月25日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ホーム 縁がわ小国 阿蘇郡小国町大字宮原1493-1	特定非営利法人 コレクティブ 熊本市東区戸島西1丁目23番地59号	平成26年9月1日

熊本県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションさかき 玉名郡南関町上長田633-3	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木4-65	平成26年10月1日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションさかき 玉名郡南関町上長田633-3	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木4-65	平成26年10月1日

熊本県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	平成26年10月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	平成26年10月1日

熊本県告示第1072号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社エイチアンドケイ管理協会	訪問介護ステーションエイチアンドケイ	芦北郡津奈木町大字岩城2240番地	平成26年11月1日	訪問介護

熊本県告示第1073号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社エイチアンドケイ管理協会	訪問介護ステーションエイチアンドケイ	芦北郡津奈木町大字岩城2240番地	平成26年11月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成26年11月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大迫632番1地先から 同所 624番地先まで	前	11.9 ～ 18.5	55.1	仮設道路の撤去
			後	11.9 ～ 13.3		

2 区域を変更する期日 平成26年11月7日

熊本県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成26年11月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字大川内字水口 2527番1地先から 同所 2527番1地先まで	前	19.4 ～ 25.6	34.4	災害復旧
			後	22.6 ～ 30.7		

2 区域を変更する期日 平成26年11月7日

熊本県告示第1076号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松岡 敏彦	松岡指圧院	葦北郡芦北町計石1203	平成26年10月6日

熊本県告示第1077号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
坂口 達也	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201番地	平成26年3月22日
田口 昌弘	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201番地	平成26年5月27日
藤本 諒	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201番地	平成26年6月30日

熊本県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社インテリアハウスむらかみ家具	有限会社インテリアハウスむらかみ家具	菊池市木柑子1480番地	平成26年11月1日	福祉用具貸与
有限会社インテリアハウスむらかみ家具	有限会社インテリアハウスむらかみ家具	菊池市木柑子1480番地	平成26年11月1日	特定福祉用具販売

熊本県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社インテリアハウスむらかみ家具	有限会社インテリアハウスむらかみ家具	菊池市木柑子1 480番地	平成26年 11月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社インテリアハウスむらかみ家具	有限会社インテリアハウスむらかみ家具	菊池市木柑子1 480番地	平成26年 11月1日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第1080号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第二塩浜川（528-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 塩浜川（528-1-002）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 梅津川右支川（梅津川右支川1）（528-1-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 梅津川（528-1-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 5 梅津川右支川（梅津川右支川2）（528-1-005）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 寺迫川（528-1-006）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 白戸（528-2-001）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 第一平ノ口谷（528-2-002）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 第二平ノ口谷（528-2-003）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 平野口川（528-2-004）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 白戸西（207-2-081）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市下浦町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 中松尾-1 (528-1-029-1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 中松尾-2 (528-1-029-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 寺の迫-1 (528-1-030-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 寺の迫-2 (528-1-030-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 家下尾 (528-1-031)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 下久保 (528-1-032)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 中梅津 (528-1-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 下梅津-1 (528-1-034-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 下梅津-2 (528-1-034-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 下梅津-3 (528-1-034-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 塩浜 (528-1-035)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 栖本港 (528-1-036)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 白戸-1 (528-1-037-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 5 白戸-2 (528-1-037-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 6 白戸-3 (528-1-037-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 7 白戸-4 (528-1-037-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 8 白戸-5 (528-1-037-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 9 下白戸-1 (528-1-038-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 0 下白戸-2 (528-1-038-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 下白戸-3 (528-1-038-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 塩浜5 (528-2-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 塩浜3-1 (528-2-020-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 塩浜3-2 (528-2-020-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 塩浜2-1 (528-2-021-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 塩浜2-2 (528-2-021-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 37 塩浜2-3 (528-2-021-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 塩浜2-4 (528-2-021-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 梅津停留所前2 (528-2-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 梅津停留所前1 (528-2-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 馬場南 (528-2-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 馬場西 (528-2-025)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 下松尾-1 (528-2-046-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市栖本町馬場
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 下松尾(528-2-046-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 上久保(528-2-047)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 上柳田(528-2-049)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 塩浜(528-2-002(人))
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1081号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地竹本 2247番2地先から 玉名郡和水町西吉地山森	前	5.1 ~ 16.5	420.0	単道改

	1367番2地先まで	後	13.6 ～ 27.9	420.0	
--	------------	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成26年11月7日

熊本県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字 砥石 1276番1地先から 上益城郡甲佐町大字上早川字 尾ノ上 1241番1地先まで	前	6.3 ～ 15.1	120.0	防交安 (仮橋 ・仮設 道路の 設置)
			後	11.0 ～ 15.1	120.0	
				6.3 ～ 26.5	140.0	

2 区域を変更する期日 平成26年11月7日

公 告

熊本県公告第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

玉名市中尾字天神木405番1、同405番2、同405番3、同405番4、同405番5、同407番1、同407番3、同407番4、同407番5、同407番6、同407番7、同407番8、同407番9、同407番10、同407番11、同407番12、同407番13、同407番14、同407番15、同407番16、同407番17、同407番18、同407番19、同407番20、同407番21、同407番22、同407番23、同415番1、同415番2、同415番3、同415番4、同415番5及び同415番6

4,939.35平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

荒尾市大島103番地の2
有限会社 日新商会

熊本県公告第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上島字壺町田13番1
231.40平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡嘉島町鯉1896番地1 センチュリー3番館401
堀籠 季裕

熊本県公告第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター山鹿店
山鹿市山鹿字永田840番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年6月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,463平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - No.1 建物敷地北側 117台
 - No.2 建物敷地北西側 36台
 - 合計 153台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地北側駐車場南側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - No.1 建物北西側 90平方メートル
 - No.2 建物敷地北側駐車場西側 65平方メートル
 - 合計 155平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側駐車場北側及び建物敷地北西側駐車場北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成26年10月24日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成26年11月7日から平成27年3月7日まで

熊本県公告第603号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により八代市田中町土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
泉 道也	八代市田中町57番地
坂口 ヨシノ	八代市田中町392番地
福島 秀治	八代市田中町388番地
前田 アキエ	八代市田中町56番地
前田 寿美	八代市田中東町3号3番地1

熊本県公告第604号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1及び3級基準点測量）	平成26年10月14日から 平成27年2月20日まで	菊陽町全域

熊本県公告第605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字柳水2604番3
317.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町室731番地2 レジデンススクエアC203
田島 和樹

熊本県公告第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字岡畑3126番2
496.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市栄3190番地1
松本 耕治

熊本県公告第607号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成26年11月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池本 寿郎	熊本市南区城南町隈庄	熊本市南区城南町隈庄字筵打1番他1筆

- 2 申請年月日
平成26年10月22日

熊本県公告第608号

平成26年4月23日付けで熊本市に事務所を置く秋津飯野土地改良区理事長辛川智晶から申請のあった秋津飯野土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成26年10月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

平成26年11月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫